

## 【法社会学、比較法学、裁判制度】

# 日本人の法意識は変わったか？



大江橋法律事務所 弁護士  
倉吉 敬

▶ PROFILE

kei.kurayoshi@ohebash.com

## 第1 はじめに

日本のビジネスパーソンが、欧米のビジネスパーソンと折衝等を行った際に、その権利意識の強さ、契約に対する厳しい見方等に、驚かされ、日本人とは違うというある種の文化的な違和感を抱いたという話は、よく耳にします。他方、欧米のビジネスパーソンも、日本人が折衝時にみせる曖昧な態度等に、同じような違和感を抱くことがあると言われています。

このような意識の相違が生ずるのは、日本人の伝統的な法意識<sup>注1</sup>が、欧米人の法意識とは異なることに由来すると考えられています。

現在の日本の法と制度は、元をたどれば、不平等条約撤廃のため、近代法を整備する必要に迫られた明治政府が、フランス法とドイツ法を手本にして整備したものです。これは西洋諸国に押し付けられたものではなく、明治のエリートたちが短期間のうちに驚異的なエネルギーで外国法と法制度を学び吸収し、個人の権利と自由を基本とするその規範の重みと合理性を理解した上で、取り入れたものでしたが、過去の日本の法や裁判の歴史との連続性は顧慮されませんでした。このため、出来上がった法や制度と伝統的な日本人の法意識との間で乖離が生じ、その後、明治、大正、昭和、そして敗戦後の民主化とアメリカ法の導入後も、伝統的な法意識は、根強く存在し続けていると言われています。

ただ、平成の30年間は、社会経済が変動し、価値観が多様化して揺れ動いた時代でした。私は、この平成の30年間に、前職(裁判官)に従事し、そのうち12年間は法務省で勤務し、

司法制度改革の一端にも触れましたが、この間、日本人の法意識は少なからず変わったように思います。

本稿では、日本人の法意識として指摘されてきたもののうち、何が変わり、何が変わらなかったのか、また、その全てが「前近代的」として排斥すべきものなのかを考えてみたいと思います。最新の法的な課題をタイムリーに紹介する、いつものNews letterの記事とは異なりますが、気楽にお読みいただき、執務の参考にしていただければ幸いです<sup>注2</sup>。

## 第2 日本人の法意識

### ■ 大岡政談「三方一両損」とシェークスピア「ヴェニスの商人」

#### (1) 大岡政談「三方一両損」

おおおかえちぜんのかみただすけ

大岡越前守忠相は、18世紀前半に8代将軍吉宗の下で江戸南町奉行を務めました。もちろん実在の人物ですが、その裁判を集めたとされる講談「大岡政談」は、どれも架空の作り話です。その中に、「三方一両損」という、いかにも日本人好みの面白い話があります。日本人の法意識を知る上で格好の素材として、法社会学、比較法学等の分野でよく採り上げられま

**注1** 「法意識」という言葉は、法社会学や比較法学等の分野の用語ですが、新聞、雑誌などにも登場するようになりました。日本人には裁判嫌いの法意識があるとか、日本人の権利や契約についての法意識は希薄であるといった言い方をします。その意味内容は学者によって異なり、曖昧なところもありますが、本稿では、潜在的な意識も含めて、法や権利、裁判、契約等に対する見方、考え方、感じ方といった一般的な意味で用いています。

**注2** 参考図書：川島武宜「日本人の法意識」岩波新書、青木人志「大岡政談」の法意識」光文社新書、内田貴「法学の誕生」筑摩書房

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

すが、その概要は次のとおりです。ちなみに、江戸時代なんて昔の話だと思われるかもしれませんが、日本人の意識と行動様式は、長い平和が続き安定していた江戸後期に出来上がったものもあり、その影響はまだ強いと考えられています。

手紙の反故に包んだ3両の金を拾った建具屋の長十郎。その手紙に「<sup>ほご</sup>畳屋三郎兵衛」と書かれていたので、江戸中の畳屋をまわり、4日目に落とし主の三郎兵衛を探し当てます。喜んだ長十郎は3両を渡そうとしますが、三郎兵衛は、それは拾ったお前の物だと言って受け取りません。素直に感謝し、3両はお礼としてそのまま差し上げたいと言えはままだいいのですが、江戸っ子なのでそんな言い方はできないわけです。「受け取れ」「受け取れるか」の押し問答が大喧嘩になり、名奉行に裁いてもらおうということになりました。

奉行所に呼び出された二人を前に、大岡は、裁きの順番を待つ他の大勢の訴訟関係者にも聞こえるように、大声でこう言います。「世間には欲だけで訴える者が多いのに、お前たちは、一人は仕事を休んで落とし主を探し、一人は、落とし主以上拾った者の金だと言って受け取らない。正直で感心だ。そこで、奉行の自分も1両を出そう。合計4両になるから2両ずつ受け取れ。長十郎は3両拾って2両取るから1両の損、三郎兵衛は3両落として2両戻るから1両の損、奉行も1両の損じゃ。これで丸く納めてくれぬか」。しがたい長屋暮らしの俺たちのような者のためにお奉行様が1両も出してくれるとは。予想もしなかった展開に、二人は納得の上、地面に頭をこすりつけて平伏し、一件落着となります。

欲だけで訴える者が多いと言う大岡のセリフには、裁判で権利を主張する人々をけん制しようという創作者の意図が込められています。ここが引っかけ、この話を好きにはなれ

なかったのですが、その後、経済的利益追求一辺倒で理不尽な訴えも少なからずみてきたせいか、理由のない金は受け取れないと意地を張る江戸っ子、それに感動して自分も1両出そうと言い出す奉行に、以前よりは素直に感情移入できるようになりました。貧しくても正直に生きようとする人々、その人間らしいさわやかな心情に共感してしまうのです。

## (2) シェイクスピア「ヴェニスの商人」

次は、シェイクスピア(1564-1616)の有名な喜劇「ヴェニスの商人」です。シェイクスピアは、大岡の約100年前に活躍したイギリスの劇作家。当時のイギリスは、処女王エリザベス一世の治世下で、人間解放、人間回復が謳われたイギリス・ルネサンスの開花期でした。舞台はイタリアのヴェニスですが、実はユダヤ人を蔑視し、排斥していた当時のロンドンの文化とイギリス人の国民性がそのまま反映されています。物語の概要は次のとおりです。

商人アントーニオは、親友から多額の金銭の融通を求められたが、持ち合わせがなかったため、その親友のために、ユダヤ人の金貸しシャイロックから金を借りようとします。当時高利貸しを営むユダヤ教徒はキリスト教徒に嫌われ迫害されていて、シャイロックも、アントーニオから、会う度に侮辱され、屈辱を受けていました。そのアントーニオが頭を下げて頼んで来たので、シャイロックは、「期限までに返さないときは、お前さんの胸の肉1ポンドを切り取ることを認めるなら、貸してもいい」と答えます。アントーニオは、自分の船が戻れば大金が入るので、その旨の証文を書いてしまうのですが、船が難破したという知らせが入り、返済できないまま期限を徒過、シャイロックは、アントーニオの胸の肉を1ポンド切り取ることを求める訴えを起こします。今なら、こんな契約は公序良俗違反で無効なので、シャイロックの訴えは認め

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

られませんが、当時はそんなルールはありません。キリスト教徒なら契約を守るのは当然、そう考えていたヴェニスの人々は、アントーニオが殺されるのは避けられないと、固唾をのんで裁判の行方を見守ります。

そこに、親友の婚約者であるポーシャが、男装して優秀な裁判官という触れ込みで登場し、「証文の期限は切れている。証文通り肉を切り取るしかない、法を曲げることはできない」とした上で、「しかし、シャイロック、慈悲をかけてやれぬか。お前にも情けはあろう」と何度も和解勧告をします。しかし、その都度、シャイロックは、証文通りのお裁きをと繰り返します。そこで、ポーシャは、「この証文によれば、血は一滴も許されていない。文面にははっきり『1ポンドの肉』とある。よろしい、証文のとおりにするがよい、憎い男の肉を切り取るがよい。ただし、その際、キリスト教徒の血を一滴でも流したなら、お前の土地も財産も、ヴェニスの法律にしたがい、国庫に没収し、お前は死刑にする」と宣告します。驚いたシャイロックは、元金を返してもらえばいいので許してくれと懇願するのですが、ポーシャは許しません。最終的にシャイロックは、財産の半分を失い、キリスト教への改宗を命じられて、幕となります(シェークスピア「ヴェニスの商人」福田恆存訳)。

ところで、ポーシャが強欲なユダヤ人のシャイロックをやり込める痛快なこの名セリフは、実は詭弁です。肉を切り取れば血が出るのは当たり前で、そんなことは承知の上でこの契約は結ばれているので、現在の意思解釈論によれば、契約に書いてなくても、血が出ることは契約の当然の内容なのです。ポーシャは、ここをごまかして、契約書(証文)に書かれていないことは契約の内容にならないことにしたのですが、彼女がずる賢いのは、契約どおりにすべきだとシャイロックに何度も言わせておいて、そこまで言うなら契約どおりにしてやる

と、この理不尽な結論に持ってくるどころ。ここにシェークスピアの真骨頂があります。

しかし、キリスト教徒は約束を守る、そう信じていたシャイロックにとって、その約束をキリスト教徒の裁判官が反故にしようとは思ってもよらないことでしたし、アントーニオらキリスト教徒も全く予期していませんでした。

これは余談ですが、この「喜劇」は、本来、頭のいい裁判官が強欲なユダヤ人をやり込めたという単純な話です。シェークスピアにもそれ以上の意図はありません。しかし、こうみえると、法に従う外形を取り繕いながら、詭弁を用いた不公正な裁判をすることの恐ろしさを感じます。映画や舞台でも、シャイロック役に重厚で老練な男優—アル・パチーノや平幹二郎—を配し、理不尽な裁判のために全てを失う少数者の孤独と悲哀を演じさせて、観客を唸らせるものが意外に多いのです。

### (3)まとめ

この大岡裁き、もし、3両を二人で1両半ずつ分けると、足して2で割る案を出したのでは、恐らくこの二人は収まりません。大岡が1両出すからこそ、納得するわけです。奉行の人格に打たれると言ってよいでしょう。しかし、法によらずに人情だけで裁判をし、その上に裁判官がポケットマネーまで出すというのは、およそ予見可能性がなく、到底裁判とはいえません。

一方、「ヴェニスの商人」のポーシャも、人々の予想していなかった裁判をするわけですが、実は、当時の法と契約理論を厳格に適用しており、それでいて悪を懲らしめるというスジも通しています。

法意識の観点からみた二つの物語のポイントは、下記のとおりですが、比べてみると、権利を主張することをネガティブに捉え、理屈を言わずにお上に任せておけばうまくやってくれるという日本人の意識がよく現れていると思うのです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

三方一両損→

- 権利を主張して訴えを起こすような者は好ましくない。
- 法にこだわらず、柔軟に、八方丸く収めるのが、いい裁判官だ。

ヴェニスの商人→

- 契約は守られなければならない。法を曲げてはならない。
- 法を曲げずに、悪を徹底的に懲らしめるのが、いい裁判官だ。

## 2 日本人の法意識としてこれまで指摘されてきた事柄

日本人の法意識としてこれまで指摘されてきた事柄は、次のとおりです。

### (1) 「法、権利、契約に対する意識が希薄で、個人の権利、個人の自由よりも所属集団の論理、利益を優先する」

これは、最もよく言われてきたことです。自分の権利主張も控えがちだし、他人の権利や自由を尊重する気持ちも弱く、本当はそうしたいのだけれども、職場の雰囲気や目上の人の意向、企業の論理が先に立って、言いたいことをいえないという指摘です。そのくせ、他人が権利主張をすると、何でそんなことを言って波風を立てるんだと思ってしまう。長いものには巻かれるというか、日本の組織は同調圧力が強いというわけです。

契約に対する意識が低いというのは、裁判実務でもよく感じました。契約書にはこう書いているけれど、錯誤又は通謀虚偽表示で無効だという主張は必ずと言っていいほど、よく出てきます。そもそも契約書や遺言書を作らない人も多く、日本人は紛争予防の意識に乏しいと批判されています。明らかに欧米人とは違う所です。

### (2) 「紛争を表沙汰にせず水面下で収めようとする」

これもよく言われることで、「日本人の裁判嫌い」などと批判されてきました。紛争は、裁判所に持ち込まれず、共同体の長、悪くすると、顔役のような人物の裁定で処理され、また、行政の事前規制が行き渡っていて、事前の取り決めに異議を唱えても、行政も含めた事前調整がされて、従わざるを得ないというのです。企業でも、何かクレームや問題が生じて、事前交渉で収めるのが通例で、例えば、総会屋の要求等を水面下でうまく裁けるかは、総務部の優秀な職員の腕の見せ所だなどと言われていました。

### (3) 「訴訟よりも和解・調停に傾く」「絶対的敗者を作らない」

世界には、訴訟に傾く文化を持つ国と訴訟を回避して和解・調停に傾く文化を持つ国があり、欧米はおおむね前者で、日本は後者だと言われます。もっとも、どこの国の国民も、和解、調停がいいと考える人が多く、ただ、受け皿となる制度が整っていない国があるにすぎないという学者もいます。反対に、日本の場合、訴訟に要するコストが高く、裁判官や調停委員から強く勧告されるため、しぶしぶ和解・調停にに応じているにすぎないとか、国も、訴訟が多すぎると大変なので、和解調停に流れるよう制度設計しているのだといった批判もあります。

そういうわけで、日本人が「訴訟よりも和解・調停に傾く」ことについての学者の評価は分かれます。肯定的にみると、日本人には互譲の精神、持てるものを分かち合う精神がある、これは世界に誇れる日本人のモラルであり、優しさ、思いやりの現れだということになり、否定的にみる人は、スジを通さない、黒白の決着を付けたがらない、要するに、責任の所在を曖昧にする国民性だということになります。

「絶対的敗者を作らない。」というのも、和解・調停に傾くのと同方向の意識ですが、同様にポジティブにみるか、ネガティブにみるか、評価は分かれるところで。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

#### (4)「治安に対する意識、遵法意識は高い。」

これはそのとおりだと思います。日本に来たことのある外国人は口をそろえて、「日本ほど安全な国はない。夜、女性が一人で歩いている。財布を失くしても、拾った人が届けてくれる。」と言います。もっとも、地域社会が健在で地域の絆、コミュニティの絆が残っていた昭和の時代に比べると、治安に対する意識は低下しているかもしれません。

## 第3 平成の時代、法意識は変わったか？

### 1 権利意識が希薄で、裁判嫌いだというのは本当か？

昭和61年ころから平成3年ころまでの間、日本経済が好況に沸いたバブルと呼ばれた時代がありましたが、あの時期には利益一辺倒で理不尽な訴えも多く、日本人は自己の権利を主張して訴えを提起するのに遠慮はないのではないかと感じたものでした。

ただ、「利益一辺倒の訴え」はともかく、真に救済を要する人々が、時間と費用がかかるために司法手続を利用したくてもできないという状況があるとすれば、問題です。この点については、司法制度改革で実現した労働審判制度が広く利用され、個別労働事件の紛争の早期解決が図られていること、法テラスも盛んに利用されていることが大きく、大事なのは、社会の実情に合った制度設計ができているかだと改めて実感しました。

しかし、個人の権利や自由を尊重する意識が希薄であるという点は、(後記2の規制緩和策及び企業のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの推進により、ある程度克服された部分はあるにせよ、)今もなお日本人の伝統的な法意識と

して残っているように思われます。

### 2 紛争を水面下で収めるのは難しくなった。

平成期に、政府は規制緩和策を採用し、行政による事前介入による調整が減少し、行政がらみの紛争が裁判所に持ち込まれることも多くなりました。

また、ご承知のとおり、企業のコンプライアンスやコーポレートガバナンスが強調され、内部の不正や不健全な部分をもみ消すようなことはできなくなりました。

さらに、昭和期には日本各地に残っていた地域社会が崩壊し、地域社会で育まれた価値観が壊され、地域、学校、家族などの集団の中で済まされてきた問題が、済まされなくなりました。地域の絆が弱まり、共同体や家族の中のトラブルを受け止め、緩和するようなコミュニティの力も後退しました。反面、共同体の中の強者が弱者を抑圧して、権利主張をさせないというような事態も減少したものと思われます。

### 3 和解・調停の進化

江戸時代、民事裁判には「内済の原則」というのがあって、内で済ます、つまり和解・調停を非常に強く推奨していました。それが明治になっても引き継いでなされ、今でいう調停に当たる「勧解」に関する規則ができて、広く利用されていました。欧米諸国と比較して、日本の民事裁判は和解・調停を原則としていたところに特色があるといえます。

これに対し批判的な見方があることは前述のとおりですが(第2の2の(3))、実際に民事の裁判を扱った経験からすると、当事者の一方だけが100%正しいという事件はまれで、ここに妥協の余地があるし、互譲の精神は日本人のいい伝統だと実感します。

もっとも、かつての日本の伝統的な和解・調停には、問題が

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

ありました。例えば、大正11年(1922)に制定された借地借家調停法が議会で審議された際、政府委員は、「家賃が取れば、一日や二日遅れたっていいじゃないか、明渡は見合わせてやったらどうだというようなことで、情を尽くして調和すれば、自ずから権利でないような権利も、円満に収まる」等と説明しており、法や権利によらずに、適当な所で話を付けるのがいいのだと考えていることを露わにしています。昭和期に入っても、調停委員が「ここは理屈を議論する場ではない。相手の立場も考えれば、この額で折り合え」等と押し付けてくるといった批判がありました。

この点、昨今の裁判上の和解や調停では、事案が複雑で利害が錯綜しているとか、感情の対立が激しく、調整が難しいものが増えました。それだけに、正当な個人の権利を守り、不当な権利主張を抑えていく必要が格段に高まり、これまで以上に、判決や審判の予測を踏まえた調整と合理的な解決案の提示をすることが必要になっています。現在では、裁判所や調停委員の努力により、適正な和解、調停を行う実務がほぼ定着していると思われます。

#### 4 遵法意識はどうか。

平成15年以降、犯罪事件の総数はおおむね減少傾向にあります。特殊詐欺、子どもの虐待、陰湿ないじめ、闇バイトによる強盗などが増えており、日本の治安は悪くなっているのではないかという見方があります。また、共同体としての地域社会が崩壊し、マンションの隣室の住人の顔も知らないし、そもそも他人と関わり合いたくないという住民も増え、深夜悲鳴が聞こえても、警察への通報もしない等の懸念すべき状況が生まれています。

しかし、平成期に起こった東日本大震災と、同じく平成期に始まった裁判員制度は、期せずして、日本人の遵法意識は依然として高いことを示すものとなりました。

#### (1) 東日本大震災

東日本大震災は2011年(平成23年)3月に発生しましたが、その後に被災地の人々が見せた、規律正しい思いやりのある振る舞いが、世界中を驚かせました。家族を失い、家を流されて、すべてを失った人たちが、給水場所できちんと行列し、整然と待っている、避難所で、見ず知らずの子がひもじそうにしているのを見た老夫婦が、自分たちは朝から何も食べていないのに、配給のパンを渡す、そんな話がたくさんあって、各国の特派員たちは、競って本国に配信しました。

知日派を自認する米国の知識人が、「日本国民がこの歴史的な災禍に冷静さを保って対応したことは、米国人を感嘆させた。日本人がこの状況下で米国でのように略奪や暴動を起こさず、相互に助け合うことは全世界でも少ない独特の国民性であり、社会の強固さだ。」とまで述べたという記事も目にしました。

言葉にできないきわめて悲惨な災厄だっただけに、どのような事態になろうとも、日本人の思いやりの精神と遵法意識は変わらないことが、より一層際立ち、世界中の人々を感動させたと言えるでしょう。

#### (2) 裁判員制度

司法制度改革の目玉である裁判員制度は、5年間の準備期間を経て2009年(平成21年)5月にスタートしました。

全国初の裁判員裁判の法廷が東京地裁で開かれたのは、この年の8月でしたが、最も注目を集めたのは、判決宣告後に行われた裁判員の記者会見でした。法律には素人の普通の市民である裁判員たちが、被害者やその遺族、被告人に思いを馳せ、悩みながら、真剣に考え議論したことを、自分の言葉で、率直かつ冷静に語ったのです。新聞各紙はこれを大きく採り上げ、「感動、感激したというのが率直な気持ちだ。……日本も捨てたものじゃない。日本人は世界に誇れる健全な国民だということを再認識させられた。」と書いた論説

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

委員もいました。

裁判所では、裁判員、補充裁判員等に選ばれた方にアンケートをお願いしていますが、その自由記載欄には、きわめて興味深い、多彩な感想が述べられています。そのいくつかを紹介します。

「6人の裁判員は、凝縮された時間を一緒に過ごす中で、ある種の連帯感を感じながら、それぞれの背負ってきた人生が反映された意見を十分に言えた。一般人の代表として一般の意見を言った上で、みんなでまとめて1つの判決になることが、裁判員にとって一番重要なことじゃないかと思う。」

「今までは被害者の側からしか見ていなかったが、被告人の方にも色々な事情があることがわかった。」

「人間は誰でも罪を犯す可能性があり自分にもそれはある。日常を精一杯、きちんと生きて行こうと思う。」

「裁判員制度を利用しながら、1人でも多くの方が社会全体の問題点を考えることによって、社会がよりよい方向に向かっていくといいなと思う。」

これらをみると、刑事裁判の審理に立ち会い、評議を重ねていく中で、裁判員の一人ひとりが、犯罪やその背景に対する認識を深め、自身の生き方や社会全体のあり方にまで思いを巡らせていることがよくわかります。

日本人の治安に対する意識が低下しているのではないかという懸念があることは、前述のとおりですが、裁判員経験者が増えていくことが、治安や人権の問題は他人事ではないという意識を地域社会に根付かせ、国民の意識を変える力になるのではないかと感じています。

## 第4 おわりに

前記第3の■で述べたとおり、個人の権利や自由を尊重する意識が希薄であるという点は、日本人の伝統的な法意識として、今なお残存しているように思われます。これは、欧米各国では、人種、民族、宗教を異にする人々が共に暮らし、価値観の衝突が避けられないことから、多様性を認める寛容さがなければ共存できなかったのに対し、日本社会は、ほぼ均一民族で、宗教上の対立等も少なく、これまで、深刻な価値観の衝突や多様性の問題に直面することが、ほとんどなかったという歴史的な経緯によるものかもしれません。

そうだとすると、急速な人口減少局面を迎える中、性別、年齢、国籍、障害のあるなし等を問わず、多様な人材を確保すべく、DEI(ダイバーシティ(多様性)、エクイティ(公平性)、インクルージョン(包摂性))を推進することが不可欠となっている現下の情勢は、日本人の法意識が変わる大きな契機になるかもしれません。今後の状況の推移が注目されます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。